

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「〇〇〇〇に係る児童相談記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日の経過記録）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求について、平成30年6月12日付けで行った、訂正をしない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、平成30年4月10日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年4月18日付けで、条例第21条第1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の全部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年5月15日付けで、条例第29条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象保有個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年6月12日付けで、条例第32条第2項の規定に基づき、本件対象保有個人情報について訂正をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、平成30年7月16日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審議の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成30年10月30日付けで、実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写し及び反論書

の写しの提出を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について、平成30年11月29日、実施機関の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

条例第29条は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときは、必要な訂正を請求することができる旨を規定している。

ここでいう訂正請求の対象となる「保有個人情報の内容」は、氏名、生年月日、住所、性別、年齢のように客観的に正誤が判定できる事項であることが前提であり、評価・判断には及ばないものである。

児童相談所の職員が記載している「経過記録」は、審査請求人が話した言葉を正確に記載することに主眼があるものではなく、当該児童本人及び関係者の対応等について、概要や状況等を記録するものである。

このため、その場で交わされた内容を正確に記載する議事録（逐語録）とは趣旨・性質を異にし、担当職員の判断によって概要等をまとめて簡潔に書き留めることが通例となっている。

故に、架電の際の状況を相手の口調や語気等から職員が受けた印象を含めて当該職員の判断により総合的にまとめて記した当該記載が、審査請求人が会話を録音したテープどおりの文言になっていないとしても、それは事実の誤りであるとは言えず、訂正しなければならないものであるとする理由がない。

また、当該記載が訂正されないことによって生ずる具体的な法的権利や利益侵害のおそれもない。

以上のとおりであるので、本件処分に違法・不当な点はない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報、「〇〇〇〇に係る児童相談記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日の経過記録）」である。「経過記録」は、調査・面接、諸会議、児童の医療や保護に関する記録のほか、児童相談所の行う業務に係る全般的な事柄についての概要を取扱い順に記載する記録である。

(2) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が、「経過記録」に記載された内容が事実と異なるとして訂正を求めたものである。具体的には、「〇〇〇〇〇〇」を「〇〇〇〇〇〇」にする訂正を、当該記載に係るやりとりの反訳書だとする資料を添えて請求した。これに対し実施機関は、当該文書は担当職員と審査請求人の会話そのものを記録したのではなく、審査請求人とのやりとりを総合的に勘案し対応状況を記録したもので、審査請求人が言ったと記録されているものであることを前提になされた訂正請求は前提を欠くとして、訂正をしない旨の決定を行った。

このため、本件対象保有個人情報の訂正請求の対象情報該当性について、以下、検討する。

(3) 訂正請求対象情報該当性について

ア 訂正請求については、条例第29条第1項において、同項各号のいずれかに該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は事実であって、実施機関の「評価・判断」には及ばないと解される。

イ 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、開示決定に基づき開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、条例第29条第1項第1号に該当する。

ウ 次に、本件訂正請求において訂正を請求する情報が条例第29条第1項の「事実」に該当するか否かについて検討する。

条例における訂正請求制度は、条例第8条の正確性の確保に係る規定の趣旨を実効あらしめようとするものである。当該規定は、「利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努め」ることを実施機関に義務付けており、これは、誤った個人情報の利用により誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものである。このため、正確性の確保を求める対象は「事実」

に止まり、様々な要素を総合的に勘案して行う「評価・判断」には及ばないと解され、また、正確性を確保すべき「事実」とは、記録するに当たり主観的な判断が含まれない情報に限られることとなる。

エ ところで、児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づいて、都道府県により設置され（同法第12条第1項）、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等の業務を行うこととされており（同法第12条第2項、第11条第1項）、これらの業務を適正に遂行するためには、業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠であるものと認められる。

オ 実施機関の説明によると、「経過記録」は、児童本人や児童本人の保護に関係する周囲の保護者等の状況を記録し、児童相談所内での検討会議で使用する資料を作成する基礎資料とするほか、対象者と児童相談所との信頼関係が構築されているかどうかをその言動から推察する情報として利用することであった。したがって、記録内容としては、その利用目的から、客観的な「事実」だけでなく「評価・判断」に分類される情報も含まれ得ることとなる。

カ 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報は年月日欄と内容欄で構成され、年月日欄には「H〇〇. 〇〇. 〇〇」と、内容欄には児童相談所職員が審査請求人へ電話をしたこと、対応時間及び会話形式又は説明形式による審査請求人と職員とのやりとりの概要が記載されていた。

キ そして、本件訂正請求において訂正を求めているのは、前述のとおり「〇〇〇〇〇」の部分であるが、これは、児童相談所職員が約1時間にわたるやりとりの概要を記録するに当たり、審査請求人の発言を職員が受けた印象を含めて当該職員の判断により総合的にまとめて記したものであるため、様々な要素を総合的に勘案してなされる「評価・判断」に分類されるものであると考えられ、条例第29条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しないものと認められる。

なお、審査請求人は、本件処分が事務処理手順における訂正・不訂正の審査手順

に沿っていない旨主張するが、前述のとおり、本件訂正請求の対象情報は、条例第29条第1項に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当しないため、審査請求人が指摘するところの事務処理を行う必要性は生じないこととなる。

(4) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、馬場 里美、山本 宜成

審議の経過

年 月 日	内 容
平成30年10月31日	諮問（諮問第159号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
平成30年11月29日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成30年12月20日	審議
平成31年 1月18日	審議
平成31年 2月19日	審議
平成31年 3月22日	答申